



確保すべき土地として 1,415ha の農用地区域を指定し、優良農地の確保に努めています。

ウ. 課題と今後の取組

遊休農地の増加等により農地の多面的機能等が失われつつある地域もあり、意欲ある農家への農地集約、集落ぐるみでの農地保全や市民が農業とふれあう場としての活用などを進めます。

(3) 農業施設の整備

ア. 背景

近年、公共事業のあり方や良好な環境に対する国民の関心が高まっていることを受け、「食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）」において、農業生産基盤の整備にあたっては、「環境と調和に配慮しつつ」必要な施策を講ずることとされています。

イ. これまでの取組と成果

農業農村整備事業等の実施に当たり、本市では「北九州市田園環境整備マスタープラン」を策定し、環境との調和への配慮、自然環境と共生する農業農村のあり方など、総合的な視野に立った農業農村整備を推進しています。

ウ. 課題と今後の取組

今後は、環境配慮への観点から、可能な範囲で自然の材料を利用した整備について取り組んでいく予定です。

13. 自然とのふれあい講座の開催

(1) 背景

北九州市環境基本条例には、「豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること」が定められています。この北九州市環境基本条例及び「北九州市自然環境保全基本計画」（平成 17 年 9 月）に基づき、市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創出するため、エコツアー（自然環境講座）を開催しています。

(2) これまでの取組と成果

エコツアー（自然環境講座）は、平成 14 年度から開催しており、平成 21 年度は、環境局が主催するものとして、里山、カプトガニをテーマに、市民団体と協働して実施しました。また、平成 18 年度からは、NPO が主体となり開催するエコツアー「ウォータースクール」も加わり、自然とのふれあいの機会が増えています。

【環境局主催】

- 里山ウォーキング 4月18日(土)、高津尾・加用地区(小倉南区中谷)で開催。参加者：38名 共催：中谷地区まちづくり協議会
- カプトガニの産卵観察 8月9日(日)、曾根干潟(小倉南区)で開催。参加者：36名 共催：日本カプトガニを守る会福岡支部。



▲カプトガニの説明を聞く参加者

【NPO 主催】

- ウォータースクール
 - ・海の生き物探し、川の生き物探し 6月21日(日)・7月12日(日)・9月6日(日)・10月4日(日)、喜多久海岸(門司区)などで開催。参加者：106名
 - ・カヌーでゴミ拾い 8月3日(月)、紫川下流域で開催。参加者：19名



▲紫川を満喫した「カヌーでゴミ拾い」

(3) 課題と今後の取組

今後も本市に生息する希少な野生生物に関する情報を収集するとともに、市民が本市の自然の豊かさを再発見できるように講座を実施していきます。

第 2 節 安心して暮らせる快適な生活環境の確保

産業公害は、関連法令や公害防止施設の整備等により沈静化しつつありましたが、経済の好転に伴う素材型産業等の産業活動の活発化、市民の環境意識の高まりに伴い、再び顕在化しつつあります。また、都市・生活型公害の一つである自動車の排ガスによる大気汚染、騒音等の問題も一部の地域で課題を残しています。今後とも工場等に対するより密度の高い監視、指導等を実施し、きめ細かな対応を着実に進める必要があります。また、事業者の公害防止に係る環境管理を強化するため、環境保全に対する意識啓発や環境部門の組織強化、企業の社会的責任（CSR）への取組を促していきます。

1. 北九州市公害防止条例

(1) 背景

条例の制定は、公害防止に関する市民の要望に答え、法を補完し、きめ細かな公害行政を推進するものであり、公害の防止に対する市の積極的な姿勢を示すものです。

本市においては、昭和 45 年 4 月に北九州市公害防止条例を制定しました。

これにより、法律の規制対象外となっている公害発生施設に対しても、公害防止上必要な措置がとられることとなりました。

(2) 公害防止協定

本市では、法を補完し地域の実情に合った公害防止に取り組むため、新たに工場が進出する際に公害審査を行い、公害の発生するおそれのある工場については、公害防止条例に基づいて工場と公害防止協定を締結しています。協定は、大気、水質、騒音、振動、悪臭及び工場緑化等を含む総合的な環境保全対策について締結し、内容も具体的な数値による実効性の高いものです。

協定締結の第 1 号は昭和 42 年 9 月の戸畑共同火力株式会社です。これまでの締結件数は 199 件（うち失効 110 件）になり、現在の締結件数は 89 件です。

◆公害防止協定締結状況

年 度	締結件数	解除等失効件数
昭和 42～昭和 46	74	1
昭和 47～昭和 51	83	58
昭和 52～昭和 56	5	2
昭和 57～昭和 61	6	2
昭和 62～平成 3	6	12
平成 4～平成 8	8	4
平成 9～平成 13	7	8
平成 14～平成 18	1	4
平成 19	2	1
平成 20	1	17
平成 21	6	1
計	199	110

2. 公害防止計画

(1) 背景

公害防止計画は、環境基本法第 17 条の規定に基づき、内閣総理大臣の指示及び承認により関係都道府県知事が策定します。

その目的は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、実施すべき公害の防止に関する施策を定めるものです。国及び地方公共団体は、計画の達成に必要な措置を講じることとされています。

(2) これまでの取組

本市では、昭和 47 年度に昭和 56 年度を目標年次にした「北九州地域公害防止計画」が福岡県知事により策定されました。また、昭和 52 年度には、汚染物質についての目標変更などに伴い、計画の全面的な見直しが行われました。その後、未だ解決を要する問題が残されていたため、引き続き総合的な公害防止施策を講じる必要があるとして、昭和 57 年度・62 年度・平成 3 年度・9 年度・14 年度に、それぞれ 5 年間の延長計画が策定されました。

このような取組により、地域の環境質は大きく改善されました。しかし、自動車交通騒音や洞海湾の水質汚濁等、改善すべき課題も残っており、今後とも公害防止に係る施策を総合的・計画的に推進する必要があることから、平成 19 年度に平成 22 年度を目標とする第 8 期公害防止計画が策定されました。この計画では、(1) 自動車交通公害対策、(2) 洞海湾の水質汚濁対策の 2 つを主要課題に掲げ、重点的に各種の施策に取り組んでいます。

(3) 今後の取組

平成 22 年度の計画期間を経て目標の達成、効果、問題の有無など分析評価を行い、今後の公害防止対策の推進に取り組んでいきます。

3. 大気環境の保全

(1) 大気環境の現況

ア. 概況

大気汚染に関しては、環境基本法第16条等の規定に基づき、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの10項目について環境基準が定められています。

本市は、大気汚染の状況を把握するため、これらの物質を14箇所の一般環境大気測定局及び5箇所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っています。

環境基準の設定されている10項目の内平成21年度は、光化学オキシダントが全測定局で環境基準不適合でした。

光化学オキシダントの環境基準達成率は全国的にもきわめて低く、全国の一般環境大気測定局1,148局(平成20年度)のうち環境基準を達成したものは1局のみです。

近年、大陸からの移流と思われる広域的な光化学オキシダントの上昇が起っています。広域的な汚染は一自治体では十分対応できないため、従来から行なっている工場・事業場のばい煙等の規制監視に加え、国への要望並びに福岡県や国立環境研究所と連携した調査などを実施しています。

◆常時監視測定網



イ. 監視体制の整備

本市における大気汚染の常時監視体制は、市全域に配置された測定局と公害監視センターをテレメーターで結ぶシステムを採用しています。

「一般環境大気測定局」は、環境省が示した『「測定値の地域代表性」を考慮した一般環境大気測定局の配置について」(昭和61年3月3日 環大規第34号)に基づき、平成2年4月から現在の14局体制となっています。また、「自動車排出ガス測定局」を5箇所、「気象観測所」を2箇所設置しています。

この他、大気汚染の常時監視を補完するためのデポジットゲージ法による降下ばいじん量の調査、自動車排出ガスに係る大気汚染の状況等を把握するための移動測定車による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質濃度の調査、近年問題となっている優先取組物質に関する調査等も実施しています。

ウ. 測定結果

(ア)二酸化いおう

平成21年度は、全ての一般環境大気測定局(14局)で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。各測定局における年平均値の全市平均値は0.003ppmで、過去10年間は横ばい状態です。

(イ)二酸化窒素

平成21年度は、全ての一般環境大気測定局(14局)及び自動車排出ガス測定局(5局)で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は0.017ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は、0.029ppmで、各々過去10年間は横ばい状態です。

(ウ)一酸化炭素

平成21年度は、一般環境大気測定局の北九州観測局及び全ての自動車排出ガス測定局(5局)で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。北九州観測局における年平均値は0.4ppm、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均値は、0.6ppmで各々過去10年間は横ばい状態です。

(エ)浮遊粒子状物質

平成21年度は全ての一般環境大気測定局(14局)及び自動車排出ガス測定局(5局)で測定を行いました。環境基準の適合状況については、全ての測定局で適合していました。

一般環境大気測定局における年平均値の全市平均値は0.025mg/m³であり、過去10年間は横ばい状態です。また、自動車排出ガス測定局における年平均値の全市平均

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移(二酸化いおう等5物質)

区分	項目	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)
一般環境大気測定局	二酸化いおう	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100
	二酸化窒素	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100	14 / 14	100
	一酸化炭素	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100	1 / 1	100
	浮遊粒子状物質	13 / 14	93	14 / 14	100	1 / 14	7	14 / 14	100	14 / 14	100
	光化学オキシダント	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0	0 / 14	0
自動車排出ガス測定局	二酸化窒素	3 / 5	60	4 / 5	80	4 / 5	80	5 / 5	100	5 / 5	100
	一酸化炭素	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
	浮遊粒子状物質	4 / 5	80	5 / 5	100	0 / 5	0	5 / 5	100	5 / 5	100

(注) * 適合状況は長期的評価によるものである。(光化学オキシダントは短期的評価によるものである)。

◆大気汚染に係る環境基準適合状況の推移(ベンゼン等4物質)

項目	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)	適合局 / 測定局数	適合率 (%)
ベンゼン	4 / 4	100	4 / 5	80	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
トリクロロエチレン	4 / 4	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
テトラクロロエチレン	4 / 4	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100
ジクロロメタン	4 / 4	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100	5 / 5	100

(注) 測定局は一般環境大気測定局3局(北九州観測局、企救丘観測局、若松観測局)及び自動車排出ガス測定局2局(西本町測定所、門司測定所)の計5局。門司測定所は平成18年度から測定開始。



値は0.033mg/m³で、過去10年間は緩やかな下降傾向にあります。

(カ)光化学オキシダント

平成21年度は、全ての一般環境大気測定局（14局）で測定を行いました。

光化学オキシダントについては年度を通じた長期の評価ではなく、1時間値での評価を行います。評価時間帯（5時～20時）での環境基準適合状況は、全測定局とも不適合でした。また、評価時間帯に各測定局において環境基準に適合となった時間数の割合は、86.0%～94.2%の範囲でした。

各測定局における評価時間帯の年平均値の全市平均値は0.032ppmで、平成19年度から緩やかな上昇傾向にあります。

(キ)ダイオキシン類

詳細はP115「7.化学物質対策」を参照。

(ク)ベンゼン等4物質

（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）

平成21年度は、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松観測局並びに自動車排出ガス測定局の西本町及び門司測定所の5箇所で、毎月1回の測定を行いました。

環境基準の適合状況は、すべての測定局で適合していました。

(ク)降下ばいじん

平成21年度は、市内11箇所でデポジットゲージ法による測定を行い、全市平均値は4.4t/km²/月で、その範囲は1.3～14.1t/km²/月でした。全市平均値の経年変化は昭和40年代と比較すると、近年は大幅に低い値で安定した状態が続いています。

(ケ)アスベスト

平成21年度は、一般環境大気測定局の松ヶ江、企救丘、北九州、黒崎及び若松観測局で測定を行いました。全市の平均値は0.07本/lと低い値でした。

(コ)優先取組物質

a. 調査目的

環境大気中から低濃度ではあるが一部の大気汚染物質が検出されていることが報告されており、その長期暴露による健康被害が懸念されています。このため、物質の有害性や大気環境濃度から見て健康リスクが高いと

考えられる優先取組物質（平成8年10月 中央環境審議会答申22物質）について、大気汚染の状況を把握するため、環境大気中の濃度調査を平成9年10月から実施しています。

b. 調査内容

平成21年度は、環境省の「有害大気モニタリング指針」に基づき分析法が示されている15物質（ベンゼン等4物質及びダイオキシン類を除く）について、一般環境大気測定局の北九州、企救丘及び若松観測局並びに自動車排出ガス測定局の西本町及び門司測定所の5箇所で、毎月1回測定を行いました。

指針値*が示されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、1,3-ブタジエンのうち、ニッケル化合物が、西本町測定所で指針値を超えました。

*環境中の有害大気汚染物質による健康リスク低減を図るための指針となる数値（指針値）

「今後の有害大気汚染物質のあり方について（第七次答申）について」（平成15年9月30日、環境省環境管理局长通知）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）について」（平成18年12月20日、環境省水・大気環境局長通知）

工. 緊急時の措置

本市では、大気汚染防止法に基づく緊急時の措置として、光化学オキシダントに関する注意報の発令基準、周知方法、ばい煙排出量の削減要請等を規定した「北九州市光化学スモッグ緊急時措置等実施要綱」（昭和59年7月1日施行）を策定しています。

平成21年度は5月9日に「注意報」を発令しました。

(2) 発生源対策

ア. 概況

大気汚染防止法（以下「法」という。）では、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制等を定めています。また、北九州市公害防止条例（以下「条例」という。）では、法の対象より小規模のばい煙に係る施設の規制等について定めています。

法と条例に基づき、工場・事業場に対して、大気汚染物質排出の規制・指導を実施しています。

(ア)硫黄酸化物規制

法・条例による規制には、施設ごとに排出口の高さに応じて排出量を規制するK値規制と、工場・事業場全体の排出量を規制する総量規制、使用する燃料の硫黄含有率

を規制する燃料規制があります。

K値は、地域ごとに定められており、本市は全国で2番目に厳しいレベルとなっています。

総量規制は、昭和49年11月に、北九州市及び苅田町の区域が硫黄酸化物にかかる総量規制地域に指定され、昭和51年12月総量規制基準及び燃料使用基準が告示されました。総量規制基準は、1時間当たりの原燃料使用量が重油換算値で1kL以上の工場・事業場について、工場・事業場ごとに排出する硫黄酸化物の量を規制するものであり、50L以上1kL未満の工場・事業場については、使用する燃料の硫黄分を0.6%以下とする燃料使用基準を定めています。

さらに、本市は法による総量規制を補完するため、市内主要工場との間で、1社あたりの最大着地濃度を1時間当たり0.007ppm以下とする硫黄酸化物に係る公害防止協定を締結しています。

(イ)窒素酸化物規制

法では、窒素酸化物の排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、これと同時に濃度を薄めて排出することを防ぐため、排ガス中の残存酸素濃度による補正も行っています。

また、本市では、昭和59年12月に、法に基づく全国一律の規制基準のみでは将来にわたって環境基準を維持することは困難であるとの考えから「北九州市における窒素酸化物対策の基本方針」を策定し、昭和60年3月には、これを具体化した「北九州市窒素酸化物対策指導要綱」を制定しました。

(ウ)ばいじん規制

法及び条例では、ばいじん排出に係る施設の種類ごとに排出基準を定めており、窒素酸化物と同様に、排ガス中の残存酸素濃度による補正も行っています。

(エ)その他の有害物質規制

法は、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、カドミウムとその化合物、塩素と塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化珪素及び鉛とその化合物について排出基準を定めています。

(オ)揮発性有機化合物（VOC）規制

揮発性有機化合物（VOC）は、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成原因物質の一つです。工場などからのVOC排出を抑制するため、法が一部改正され、平成18年4月に規制が開始されました。この改正では、VOCの排出基準を

定めるとともに、事業者の自主的取り組みによる排出及び飛散抑制を組み合わせること（ベストミックス）により、より効果的なVOC排出量削減を行っていくこととなっています。

(カ)一般粉じん規制

法は、物の破碎、選別等の機械的処理や鉱物及び土石の堆積に伴い発生又は飛散する粉じんを「一般粉じん」として、一般粉じん発生施設の種類ごとに「構造並びに使用及び管理基準」を定めています。

(キ)特定粉じん規制

法は、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある粉じんを「特定粉じん」として定めており、現在、石綿（アスベスト）がその規制対象物質となっています。

建築物の吹付けアスベスト除去などの特定粉じん排出作業については、平成18年3月に建築材料及び作業範囲の拡大、平成18年10月に規制対象に工作物が加わり、石綿含有率が1%超から0.1%超に拡大するなど規制が強化されました。特定粉じん排出等作業の規制では「作業基準」を定めています。

(ク)指定物質抑制基準

法は、有害大気汚染物質の中から「排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質」（指定物質）として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの指定物質抑制基準を定めています。

イ. 取組状況

(ア)立入検査

工場・事業場への立入検査は、大気汚染防止法第26条、ダイオキシン類対策特別措置法第34条、北九州市公害防止条例第21条、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条の規定に基づき実施しています。

立入検査においては、ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等について、施設の管理状況及び自主測定の結果を確認するとともに、公害防止管理者等の職務遂行状況を検査し、発生源自主監視体制の強化を指導しています。また、大規模なばい煙発生施設については、煙道排ガス等の測定を実施し、排出基準の適合状況等を検査しています。この他、夜間等の時間外パトロールを必要に応じ実施しています。

(イ)北九州市アスベスト対策連絡会議

本市では、庁内の関係課で組織する「北九州市アスベスト対策連絡会議」を平成元年9月1日に設置し、相互に連携を図りながら、アスベスト対策に取り組んでいます。



◆平成 21 年度立入検査の実施状況

種 別		工場・事業場数	施設数	
届出内容等検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	54	465
		一般粉じん発生施設	11	388
		特定粉じん作業（養生確認）	23	
		揮発性有機化合物排出施設	4	19
	北九州市公害防止条例（ばい煙）	1	1	
	ダイオキシン類対策特別措置法	13	22	
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	42		
煙道排ガス等測定	大気汚染防止法	燃料中の硫黄分	14	15
		窒素酸化物	15	19
		硫黄酸化物	10	14
		ばいじん	8	11
		有害物質	5	5
		特定粉じん作業	5	
	ダイオキシン類対策特別措置法	8	8	
苦情その他立入検査	大気汚染防止法	ばい煙発生施設	4	6
		一般粉じん発生施設	4	46
		特定粉じん作業	0	0
		揮発性有機化合物排出施設	1	3
	北九州市公害防止条例（ばい煙）	0	0	
	ダイオキシン類対策特別措置法	0	0	
	その他	17		
行政指導件数		6	6	

4. 水環境の保全

(1) 水環境の現況

本市の公共用水域における水質の状況は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排出基準の設定や瀬戸内海環境保全

特別措置法等に基づく工場・事業場に対する規制、さらには公共下水道の整備等の施策の実施により、改善されています。公共用水域の水質、底質、生物調査及びゴルフ場農業調査の結果は、次のとおりです。

◆平成 21 年度 河川・海域及び湖沼水質測定地点



河川水質測定地点	湖沼水質測定地点	海域水質測定地点																												
河-1 築港 河-2 本陣橋 河-3 新川橋 河-4 新川橋 河-5 本陣川下流 河-6 新川取水渠 河-7 新川取水渠 河-8 新川取水渠 河-9 新川取水渠 河-10 新川取水渠 河-11 新川取水渠 河-12 新川取水渠 河-13 新川取水渠 河-14 新川取水渠 河-15 新川取水渠 河-16 新川取水渠 河-17 新川取水渠 河-18 新川取水渠 河-19 新川取水渠 河-20 新川取水渠 河-21 新川取水渠 河-22 新川取水渠 河-23 新川取水渠 河-24 新川取水渠 河-25 新川取水渠 河-26 新川取水渠 河-27 新川取水渠	湖-20 八幡池 湖-21 新川池 湖-22 新川池 湖-23 新川池 湖-24 新川池	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水質種別</th> <th>地点名</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">河川水質</td> <td>河-1</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>河-2</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>河-3</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">湖沼水質</td> <td>湖-1</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>湖-2</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>湖-3</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>湖-4</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>湖-5</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>湖-6</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海域水質</td> <td>海-1</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>海-2</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	水質種別	地点名	種別	河川水質	河-1	B	河-2	B	河-3	B	湖沼水質	湖-1	A	湖-2	A	湖-3	A	湖-4	A	湖-5	A	湖-6	A	海域水質	海-1	A	海-2	A
水質種別	地点名	種別																												
河川水質	河-1	B																												
	河-2	B																												
	河-3	B																												
湖沼水質	湖-1	A																												
	湖-2	A																												
	湖-3	A																												
	湖-4	A																												
	湖-5	A																												
	湖-6	A																												
海域水質	海-1	A																												
	海-2	A																												